

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法及び、女性活躍推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めるものです。

鳥取ロボスターツール行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間	2025年 5月 1日～ 2030年 4月 30日までの5年間
目標	計画期間内に、育児休業および育児休業に類似した休暇制度の取得率を次の水準以上にする。 男性社員 …… 育児休業に類似した休暇制度及び出生時育児休業の取得率を50%以上にする。 女性社員 …… 育児休業の取得率を70%以上にする。 計画期間内に、従業員の有給休暇取得率を60%以上にする。
対策	・配偶者出産時休暇制度(会社独自の育児目的の休暇制度)の利用について周知・利用促進 ・男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象男性社員への個別の制度周知・利用促進 ・育児中に利用できる両立支援制度の周知・利用促進 ・年5日以上計画年給を各自で設定をし、有給休暇取得を推進する